

庁議等付議事案調書

開催日 令和 2年 1月28日

局部名 財 政 局

I 会議名 庁議 政策会議
II 付議事案名 第3期千葉県財政健全化プラン中間見直し(案)について
III 付議目的 方針決定 協議 報告 その他 ()

1 決定事項 (協議事項 報告事項)

- ・第3期千葉県財政健全化プラン中間見直し(案)を資料2のとおりとする。

2 庁議等に付議する理由・背景

(1) 経過

- ・平成21年10月 「脱・財政危機」宣言
- ・平成22年度～ 第1期千葉県財政健全化プラン策定・実施(～平成25年度)
- ・平成26年度～ 第2期千葉県財政健全化プラン策定・実施(～平成29年度)
- ・平成29年9月 「脱・財政危機」宣言解除
- ・平成30年度～ 第3期千葉県財政健全化プラン策定(～令和3年度)

(2) 理由

- ・第3期千葉県財政健全化プランは平成30年度から令和3年度を計画期間としているが、プラン策定時では見込めなかった取組実績や社会経済情勢の変化を今後の取組みに反映させるため中間見直しを行う。

3 方針決定(協議)後の課題・リスク

- ・プランの見直しの考え方や今後の取組みについて、議会や市民、庁内職員への周知を行っていく必要がある。

4 関係部局・副市長との調整状況

(1) 関係部局との調整状況

令和元年12月 関係課へ見直し案について意見照会を実施

(2) 副市長への報告状況

令和 2年1月14日 鈴木副市長に説明済
1月14日 服部副市長に説明済

5 スケジュール

令和2年 2月中旬 パブリックコメント
3月末 公表

6 対外公表の時期・方法

(1) 記者発表

令和2年2月14日 記者会見

(2) 会議資料及び議事録の公表

庁内会議の公表に関する要綱に基づき、会議終了後、1か月以内に千葉市ホームページへ掲載する。

7 添付資料

資料1：第3期千葉市財政健全化プラン中間見直し(案)の概要・・・・・・・・・・3頁

資料2：第3期千葉市財政健全化プラン中間見直し(案)

第3期千葉市財政健全化プラン[平成30年度～令和3年度](中間見直し)(案)の概要

1 はじめに

「第3期千葉市財政健全化プラン」(以下「第3期プラン」という。)は平成30年度から令和3年度における財政健全化の取組みを示したのですが、これまでの取組実績やプラン策定当時では見込めなかった社会経済情勢の変化を今後の取組みに反映する必要があることから、計画期間の折り返しとなる令和2年3月末に中間見直しを行います。

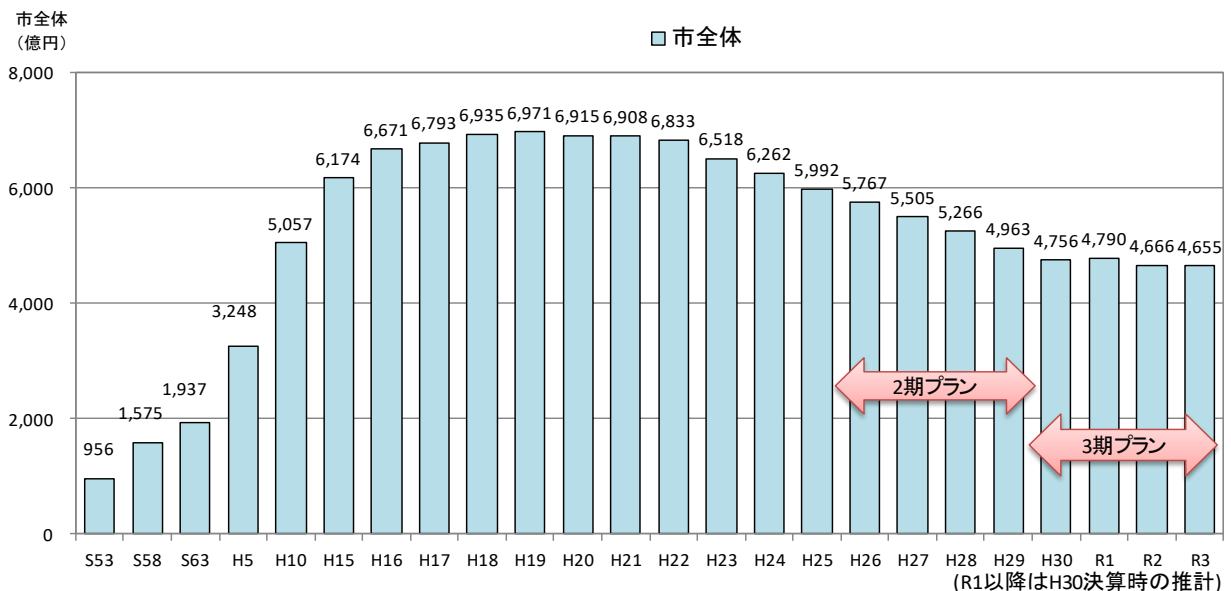
2 現状と課題

本市の財政運営や財政健全化に向けて大きな影響を与える次の4項目の合計額を「主要債務総額」とし、計画期間内に4,800億円程度までの削減を目指しています。

- 建設事業債等残高(普通会計)
- 基金借入金残高
- 債務負担行為支出予定額(普通会計・建設事業分)
- 国民健康保険事業累積赤字額

その結果、主要債務総額は順調に削減できており、平成30年度決算時点で第3期プランの目標を超える進捗状況となっています。

【図表1】主要債務総額の推移



しかしながら、第3期プラン策定後の状況変化による市債発行額の増加も見られることから、中間見直しに反映する必要があります。

また、徴収率についても、一部の債権でプラン策定時に想定した実績を上回ったことから、進捗にあわせて目標を変更します。

3 第3期プラン策定後の状況変化

(1) 新たな建設事業の発生

プラン策定後に、策定時には想定していなかった建設事業が発生し次のとおり市債を発行する必要が生じました。

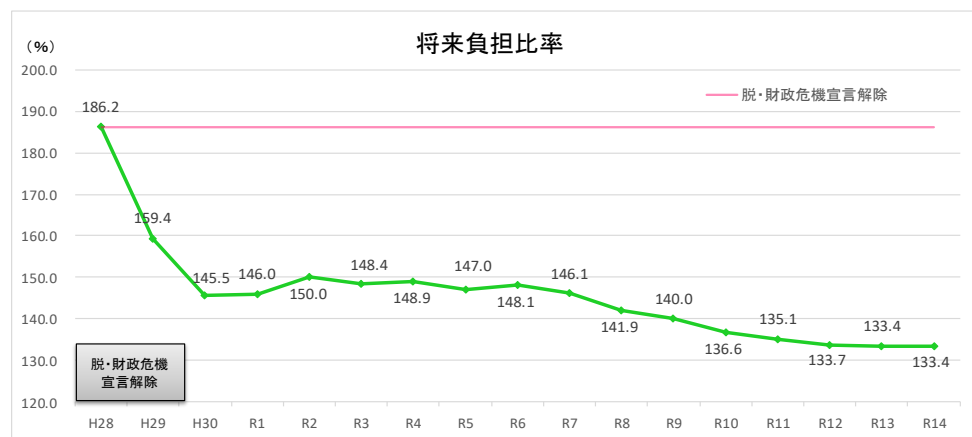
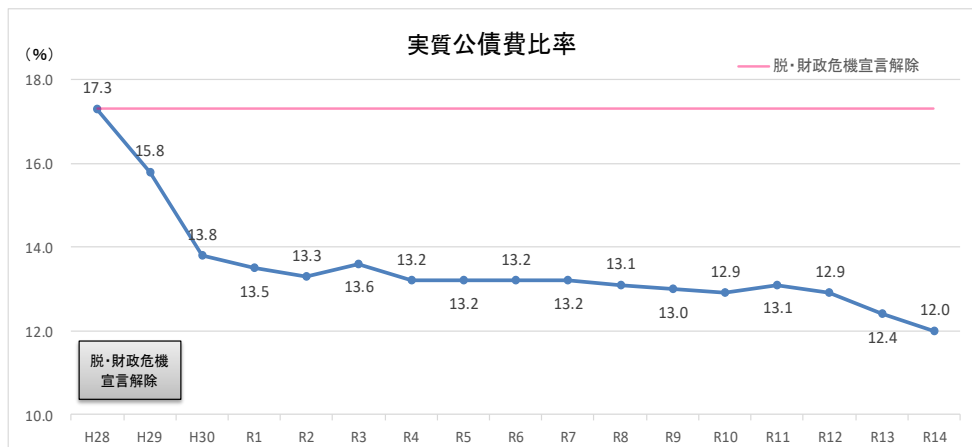
- | | |
|---------------------|----------------------------|
| ① 公立小中学校へのエアコン整備 | <u>36億円</u> |
| ② ブロック塀補強対策 | <u>4億円</u> |
| ③ 令和元年度台風被害への災害復旧対応 | <u>35億円</u> |
| ④ 公共施設等の適正配置・老朽化対策 | R8～年間7.5億円増加
(3期プラン期間外) |

(2) 健全化判断比率への影響

新たな市債発行による、健全化判断比率への影響を想定したところ、「脱・財政危機」宣言解除時の数値を大きく下回る見込みとなりました。

このことから、上記の新たな市債を発行したとしても、財政健全化路線を維持できると考えられます。

【図表2】新たな市債発行を考慮した健全化判断比率の推移



4 数値目標の変更

第3期プラン策定後の状況変化を踏まえ、次の通り数値目標を変更します。

「主要債務総額」については、平成30年度決算において目標を超える進捗状況にありますが、今後、第3期プラン策定時に想定していなかった建設事業の実施による増加も見込まれることから、目標を変更しないこととします。

「適正規模の市債発行」については、公立小中学校のエアコン整備等の建設事業に対応するため、増額を行います。

また「国民健康保険料」「介護保険料」「住宅使用料」の徴収率については、これまでの取組成果が当初の想定を上回ったため、更なる徴収の強化を図り目標を変更します。

【図表3】数値目標

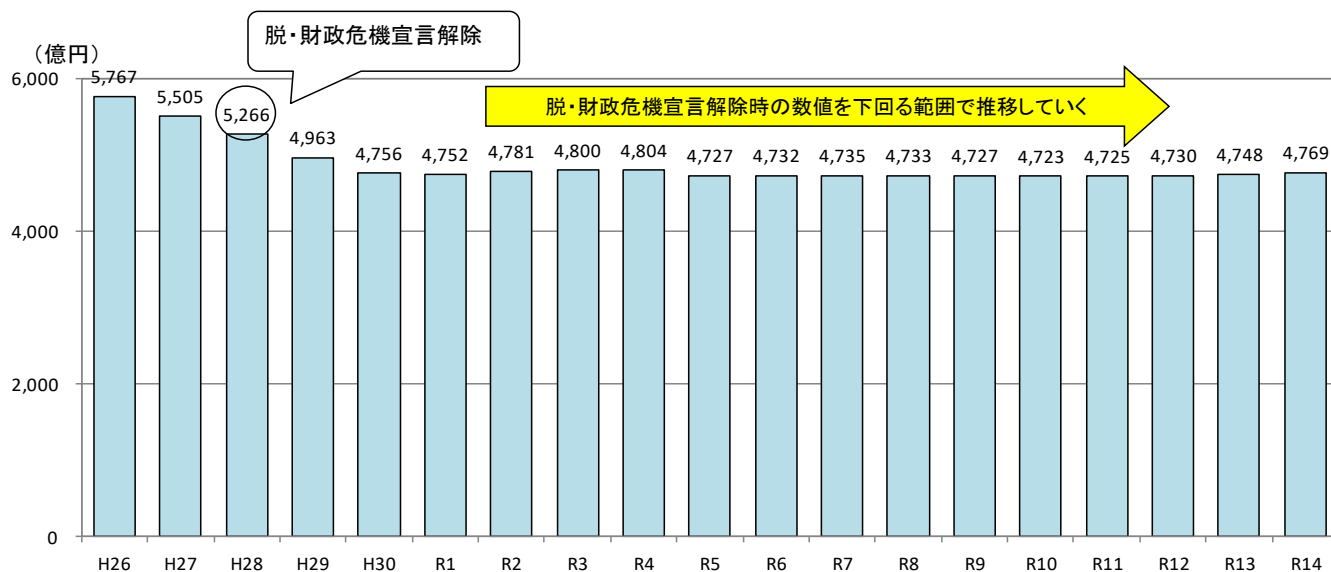
項目	数値目標(R3)		参考 (H30の状況)	
	当初目標	⇒ 見直し後の目標		
主要債務総額の削減	4,800億円程度まで削減	⇒ 同左	4,756億円	
適正規模の市債発行	建設事業債（普通会計）発行額を計画期間4年間で1,200億円以内	⇒ 建設事業債（普通会計）発行額を計画期間4年間で1,275億円以内	189億円	
基金からの借入金の返済	計画期間内で40億円を返済	⇒ 同左	10億円返済	
実質公債費比率の抑制	計画期間内に14%未満に低減 (県費移譲がない時の16%程度に相当)	⇒ 同左	13.8% (15.4%)	
将来負担比率の低減	計画期間内に150%未満に低減 (県費移譲がない時の160%程度に相当)	⇒ 同左	145.5% (157.4%)	
徴収率	市税	R3に98.1%とする	⇒ 同左	97.9%
	国民健康保険料	R3に78.9%とする	⇒ R3に79.8%とする	77.5%
	介護保険料	R3に97.3%とする	⇒ R3に98.1%とする	97.3%
	保育料	単年度ごとに設定(H30:96.4%)	⇒ 単年度ごとに設定(R2:95.7%)	96.5%
	住宅使用料	R3に89.0%とする	⇒ R3に89.5%とする	89.1%
	下水道使用料	R3に98.5%とする	⇒ 同左	96.7%

5 その他

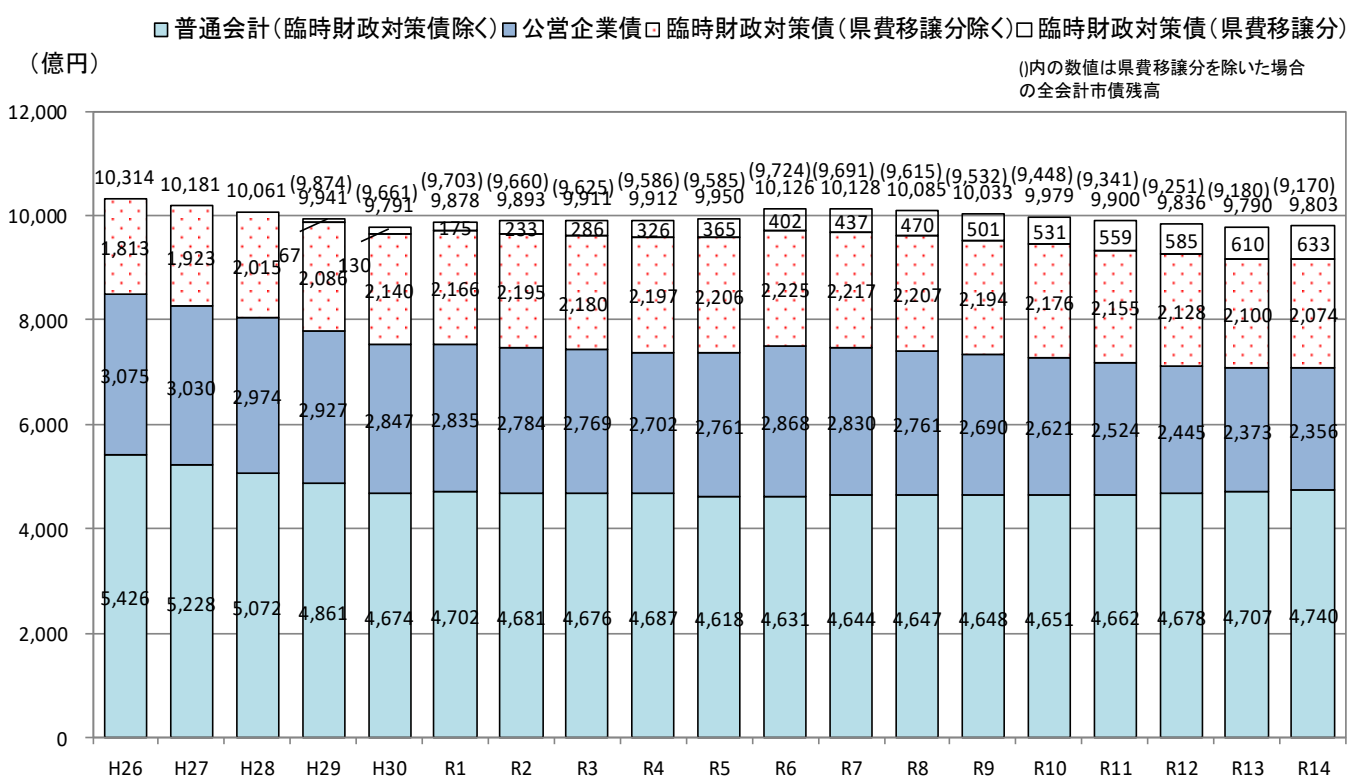
給与の減額措置については、健全化判断比率等の指標が改善できたことにより、令和元年度末で一般職の給与の減額措置を終了することとします。

<参考>

【参考1】 主要債務総額の推移



【参考2】 全会計市債残高の推移



第3期千葉市財政健全化プラン

[平成30年度～令和3年度]

(中間見直し)(案)

令和2年3月

千葉市

目 次

一 財政健全化プランについて

1	これまでの経緯と取組み	1
2	第3期財政健全化プラン中間見直し	2
3	推進にあたって	2

二 本市財政の現状と課題

1	主要債務総額	3
2	適正規模の市債発行と全会計市債残高	5
3	健全化判断比率	7
4	収支状況等	9

三 財政健全化の対策（取組項目と数値目標）

1	主要目標	1 3
2	将来に向けた財政健全化への取組み	1 3
3	数値目標	2 2
4	取組みによる効果額	2 3

四 将来にわたり持続可能な財政構造の確立を目指して

2 4

一 財政健全化プランについて

1 これまでの経緯と取り組み

(1) 「脱・財政危機」宣言（平成 21 年 10 月）

平成 4 年の政令市移行を契機として、都市基盤の整備に積極的に取り組むため、税収を大きく超える予算を組み続けてきた結果、市債残高は増加し、基金が枯渇するなど財政の硬直化を招くとともに、市債の償還がピークを迎えている中で、景気の急激な悪化に伴う市税収入の大幅な減少などが重なったため、多額の収支不足が見込まれました。

この収支不足に対し、これまでのように市債や基金からの借入に過度に依存した財政運営を続けると、財政の健全化判断比率である実質公債費比率が、平成 24 年度には早期健全化基準の 25% を超える可能性があるなど、危機的な状況に直面しました。

このような背景から、平成 21 年 10 月、この財政危機を乗り越え、安定した収支バランスを確保するためには、市民と市が協力して取り組む必要があることを「脱・財政危機」宣言として発出しました。

(2) 第 1 期財政健全化プラン（平成 22～25 年度）

「脱・財政危機」宣言の発出を受け、最も厳しい数年間を乗り越え、財政危機を脱するため、平成 22 年 3 月に第 1 期財政健全化プラン（以下「第 1 期プラン」という。）を策定し、全庁一丸となって取り組むこととしました。

第 1 期プランの取り組みにより、各年度の予算編成時に見込まれていた収支不足は、すべての年度で解消することができました。また、実質公債費比率が平成 25 年度決算で 18.4% となり、早期健全化基準の 25% を下回り、「脱・財政危機」の第 1 ステップはクリアすることができました。

(3) 第 2 期財政健全化プラン（平成 26～29 年度）

第 1 期プランの取り組みにより着実に効果は得られました。しかし、市税収入は大きな伸びを見込めない中で、義務的経費である扶助費は増加の一途をたどるなど、今後も厳しい財政状況が続くことから、第 1 期プランに引き続き財政健全化に向けた取り組みを推進することとしました。

特に、第 2 期財政健全化プラン（以下「第 2 期プラン」という。）においては、本市の財政運営や財政健全化に向けて大きな影響を与える市債残高など 4 つの債務の総額を「主要債務総額」とし、計画期間内での大幅な削減を目指すこととしました。

(4) 「脱・財政危機」宣言の解除（平成 29 年 9 月）

これまでの財政健全化の取り組みの結果、健全化判断比率等の各種指標が、「脱・財政危機」宣言の発出時と比較して着実に改善してきました。実質公債費比率は、平成 28 年度決算において政令市で唯一であった起債許可団体から脱却し、将来負担比率は平成 27 年度決算で政令市ワーストを脱却するとともに第 2 期プランの目標も達成する見込みでした。また、主要債務総額の削減や全会計市債残高の削減についても、平成 28 年度決算時点で第 2 期プランの目標を達成する見込みと

なったことなどを踏まえ、財政危機状態を脱したものと判断し、宣言を解除しました。

(5) 第3期財政健全化プラン（平成30～令和3年度）

財政危機状態は脱したものの、引き続き財政健全化の取組みは必要な状況にあります。このため「第3期財政健全化プラン（平成30～令和3年度）（以下「第3期プラン」という。）を策定し、今後も財政健全化の取組みは推進していくとともに、本市の持続的発展につながる未来への投資については財政健全化とのバランスを取りながら着実に推進してまいります。

第3期プランでは、第2期プランに引き続き、本市の財政運営や財政健全化に向けて大きな影響を与える「主要債務総額」を計画期間内で削減することを主要目標とし、将来にわたり持続可能な財政構造の確立を目指してまいります。

2 第3期財政健全化プラン中間見直し（令和2年3月）

第3期プランの計画期間が4年間にわたることから、着実に財政健全化を進めるために、毎年度の進捗状況について点検するとともに、これまでの取組実績やプラン策定当時では見込めなかった社会経済情勢の変化を今後の取組みに反映する必要があります。

このため、プランの計画期間の折り返しとなる令和2年3月末に中間見直しを行うこととします。

なお、第3期プランの取組みについては、主要目標である主要債務総額の削減をはじめ、当初に掲げた目標の達成に向けて着実に進捗しているため、今回の見直しはこれまでの取組実績を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化を反映した数値目標の変更等となります。

3 推進にあたって

本プランの推進にあたっては、取組みの主体となる各局・区役所などが共通の認識に立つとともに、全職員の更なる意識改革を図り、主要事務事業戦略の作成など、全庁的な改革を推進する取組みと連動しながら、全庁一丸となって財政健全化に向けて取り組みます。

なお、本プランの推進は、行政内部のみで成し得るものではなく、議会や市民の皆様のご理解とご協力が必要です。そのため、よりわかりやすい情報、より多くの情報をご提供できるよう、情報公開をこれまでと同様に積極的に行います。

二 本市財政の現状と課題

1 主要債務総額

本市の財政運営や財政健全化に大きな影響を与える次の4項目の合計額を「主要債務総額」とし、第2期プランに引き続き第3期プランの主要目標に掲げて健全化の取組みを行ってきました。その結果、主要債務総額は順調に削減できており、現時点で第3期プランの目標を超える進捗状況となっています。(図表2参照)

- ・建設事業債等^{※1}残高(普通会計^{※2})
- ・債務負担行為^{※3}支出予定額(普通会計・建設事業分)
- ・基金借入金残高
- ・国民健康保険事業累積赤字額

＜第3期プランの数値目標＞

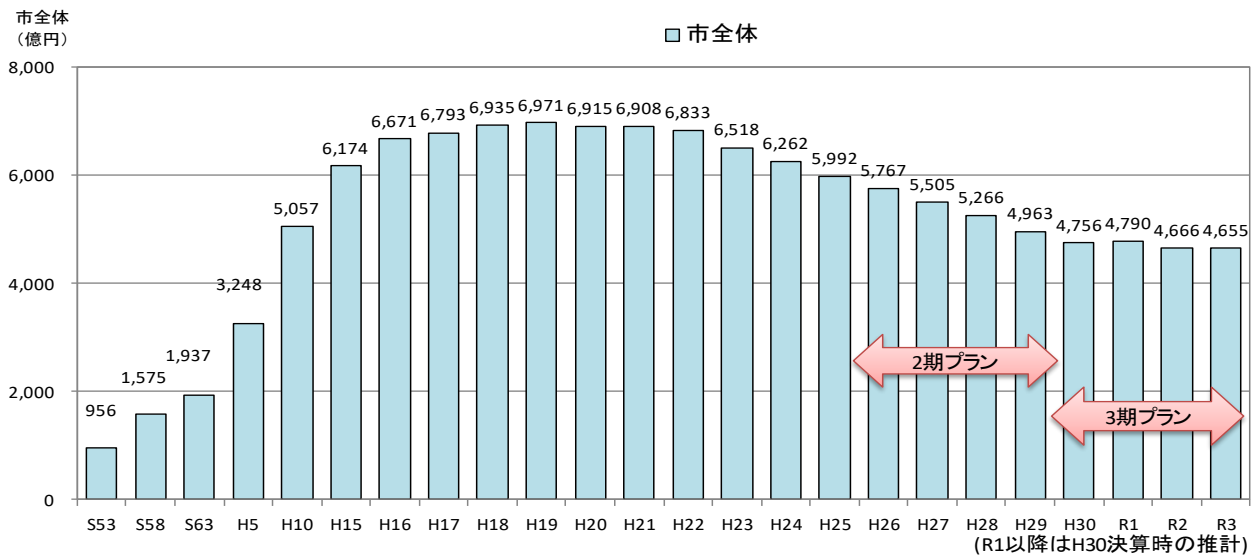
○ 主要債務総額の削減

令和3年度末に4,800億円程度まで削減します。

【図表1】第3期プラン策定時の主要債務総額見込額 (単位：億円)

年度	H30	R1	R2	R3
主要債務総額	4,943	4,821	4,757	4,781

【図表2】H30実績及びR1見込を反映した主要債務総額の推移



※1 建設事業債等 国の地方財政対策に応じて発行する臨時財政対策債及び減収補填債並びに過去に発行した減税補てん債及び臨時税収補てん債を除いた市債。

※2 普通会計 地方公共団体間の財政指標の比較をしやすくするために設けられた統一的な会計区分。本市では、一般会計に都市計画土地区画整理事業特別会計、市街地再開発事業特別会計などを加えたもの。

※3 債務負担行為 将来の支出を議会が事前に承認して、長期にわたる契約を可能とする制度。

【図表 3】 主要債務総額の内訳

	第2期プラン				第3期プラン			
	H26決算	H27決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1見込	R2見込	R3見込
建設事業債等残高 ア	5,040	4,869	4,733	4,551	4,387	4,464	4,365	4,366
債務負担行為支出予定額(建設事業分) イ	335	262	191	145	112	79	64	62
基金借入金残高 ウ	307	297	287	267	257	247	237	227
国民健康保険事業累積赤字額 エ	85	77	55	0	0	0	0	0
主要債務総額 オ=ア+イ+ウ+エ	5,767	5,505	5,266	4,963	4,756	4,790	4,666	4,655

(億円)
(R1以降はH30決算時の推計)

(1) 建設事業債等残高

第 1 期プラン以降、建設事業を厳選し、建設事業債の発行上限額の範囲内で建設事業を実施してきたことにより、概ね計画通りの削減ができる見込みです。

将来の公債費負担を軽減していくためには、今後も財政健全化を維持した建設事業の実施が必要となりますが、その一方で、本市の市民一人あたりの投資的経費（建設事業費）は他政令市と比較して低い水準にあります。（図表 4 参照）

また、本市の持続的発展につながる未来への投資も必要となっており、第 3 次実施計画に基づく今後の建設事業についてもこれまでの水準を上回るものとなっています。

今後は、財政健全化と未来への投資のバランスを取りながら、建設事業債等残高の適正規模を維持していく必要があります。

(2) 債務負担行為支出予定額

新規設定する事業を厳選してきたことにより、概ね計画通りの削減ができる見込みです。今後も、引き続き新規事業を厳選し残高の削減をしていく必要があります。

(3) 基金借入金残高

財政健全化の取組みにより平成 25 年度をピークに残高の削減が続いています。第 3 期プランの目標である 4 年間で 40 億円の削減に向けて、毎年度 10 億円の削減を行っていく予定です。

(4) 国民健康保険事業累積赤字額

「千葉市国民健康保険事業財政健全化に向けたアクションプラン」（以下「国保アクションプラン」という。）に基づき、歳入確保の取組みとして、保険料の適正な賦課及び収納率の向上など、歳出抑制の取組みとして、ジェネリック医薬品の利用促進及び医療費適正化のための保健事業の充実などを進め、収支の改善に努めました。また、一般会計からの繰入金などにより、平成 19 年度から発生していた累積赤字を平成 29 年度に解消することができました。

【図表 4】 H30 決算の市民一人あたりの普通建設事業費

(単位:千円)

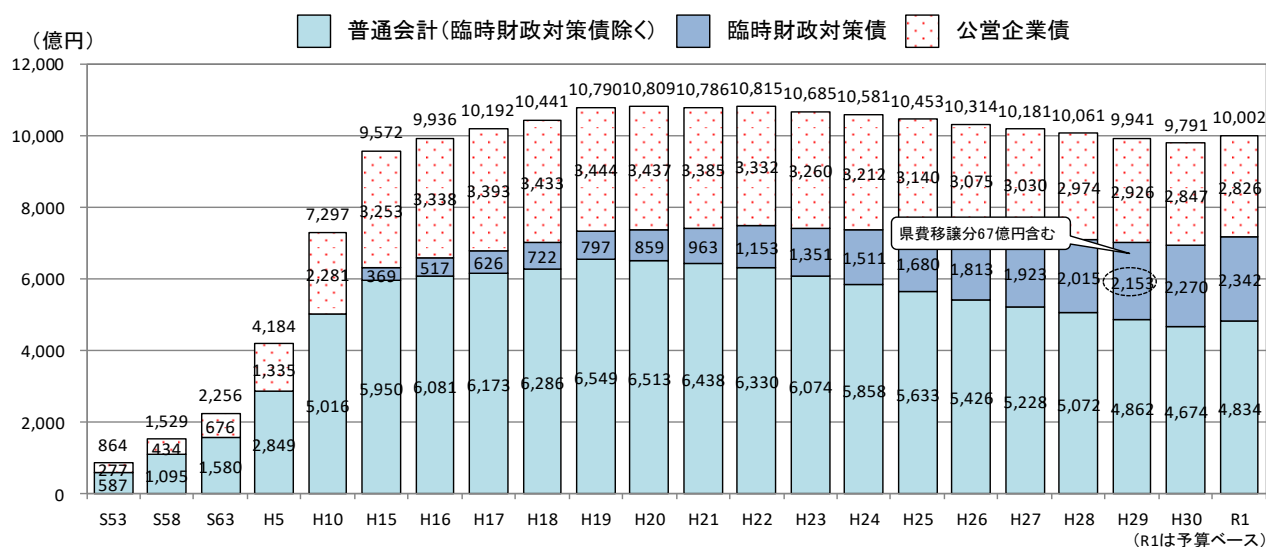
	千葉市	政令市中順位	他政令市平均
市民一人当たり 普通建設事業費	35	19位/20市	55

2 適正規模の市債発行と全会計市債残高

主要債務総額の建設事業債等残高と同様、財政健全化の取組みにより全会計市債残高は順調に削減してきています。

しかし、平成 29 年度に県費負担教職員の給与負担等の移譲（以下「県費移譲」という。）があったことに伴い、臨時財政対策債の発行額が大幅増となり、臨時財政対策債の残高が増加していく見込みです。（図表 5 参照）

【図表 5】 全会計市債残高の推移



【参考】 県費負担教職員の給与負担等の移譲

平成 28 年度まで、市町村立の小・中・特別支援学校等の教職員の給与費は都道府県が負担し、その人事権は都道府県教育委員会が有していましたが、特例として指定都市の教職員の人事権は指定都市教育委員会が有していました。

指定都市については、人事権者と給与負担者が異なる状態にありましたが、平成 29 年度から給与負担と必要な財源が指定都市に移譲されました。

この制度改正に伴い、本市では少人数学級の拡大や少人数指導の活用、柔軟な教職員の配置など、独自の取組みを学校の実情に応じて実施しています。

また、財政運営の面から見ると本市では令和元年度予算で約 418 億円の給与負担となり、財源は次のとおり措置される見込みです。

歳出	給与等 約418億円			
歳入	国費 約97億円	市民税所得割等 約215億円	普通交付税 約36億円	臨時財政対策債 約70億円

財源の内訳を見ると臨時財政対策債が約 70 億円となっており市債発行額が増加となります。県費移譲に伴う臨時財政対策債の発行額は今後も同程度と見込まれ、臨時財政対策債の残高は増加していくことが見込まれます。

【臨時財政対策債発行額の推移】

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 見込
発行額	214 億円	190 億円	178 億円	170 億円	223 億円	214 億円	177 億円

一方で、次のイメージで算出される実質公債費比率及び将来負担比率は市民税所得割等や普通交付税が増加することから大幅な比率の低下が見込まれます。

【算出イメージ】

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \text{借金返済額} \div \text{収入} \\ \text{将来負担比率} &= \text{借金残高等} \div \text{収入} \end{aligned}$$

収入に市民税所得割等と普通交付税が加算され分母が大きくなることから、比率は低下（改善）します。

3 健全化判断比率^{※1}

(1) 実質公債費比率^{※2}

平成 28 年度決算で起債許可基準の 18%は下回ったものの引き続き政令市ワーストであることから、第 3 次実施計画による今後の建設事業及び実現可能な基金への償還を踏まえた上での低減が必要となっています。(図表 6 参照)

(2) 将来負担比率^{※3}

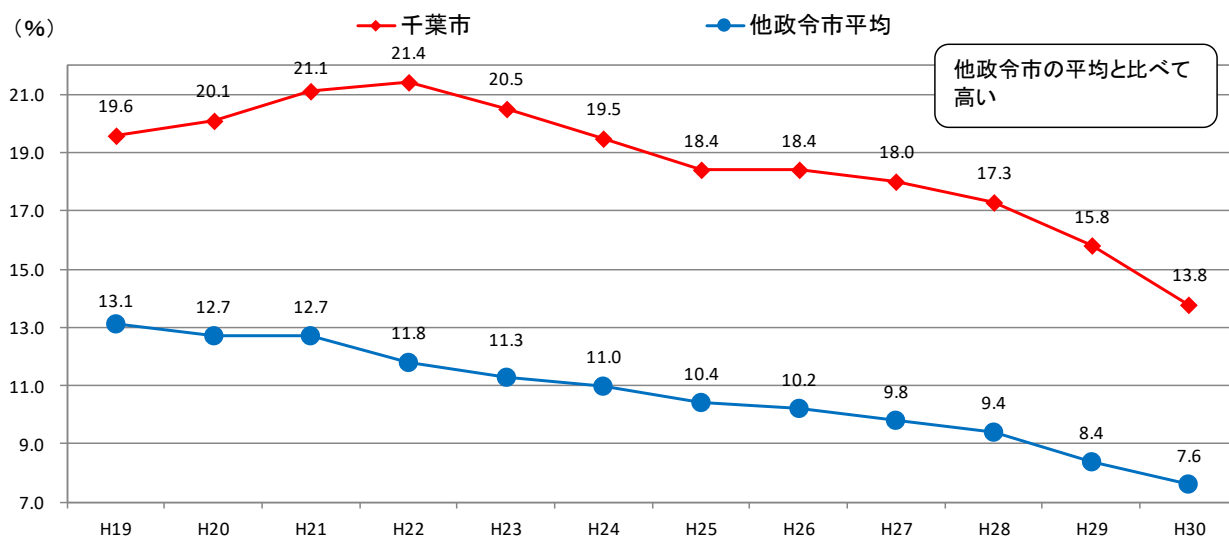
平成 27 年度決算で政令市ワーストは脱したものの引き続き高水準にあることから、第 3 次実施計画による今後の建設事業を踏まえた上での低減が必要となっています。(図表 7 参照)

(3) 連結実質赤字比率^{※4}

平成 21 年度決算から発生していた連結実質赤字比率については、発生の主要因となっていた国民健康保険事業の累積赤字が、「国保アクションプラン」に基づき収支の改善に努めたことなどにより、減少し、平成 26 年度決算で比率が解消されました。

また、平成 28・29 年度決算では、病院事業で資金不足が発生しておりましたが、「市立病院改革プラン」に基づき経営改革に取り組んだ結果、平成 30 年度に解消されました。

【図表 6】 実質公債費比率の推移



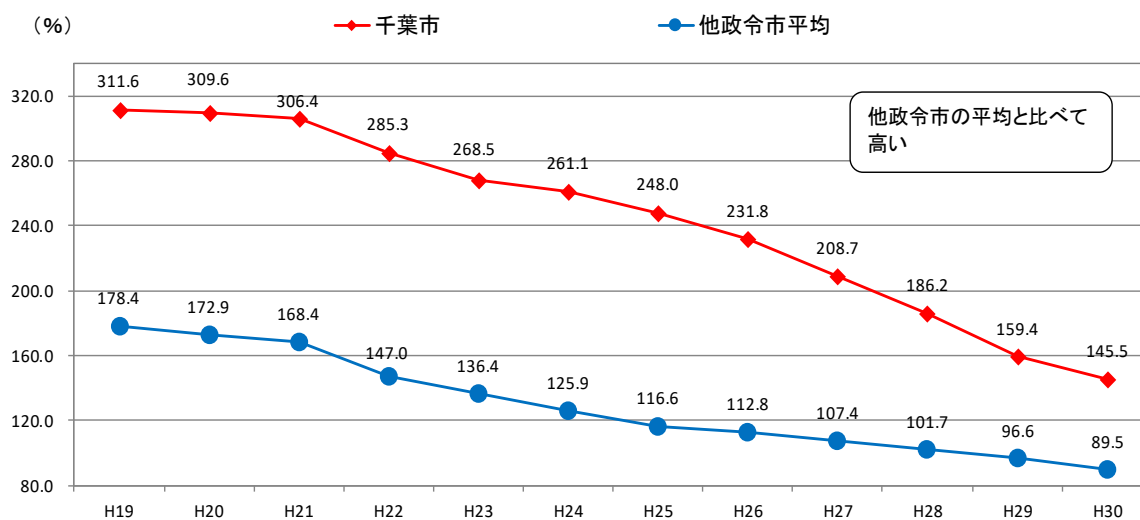
※1 健全化判断比率 地方公共団体の財政の健全度を示す「実質公債費比率」「将来負担比率」「連結実質赤字比率」「実質赤字比率」の 4 指標をいう。財政健全化法に定められている指標で、4 指標とも数値が高いほど財政状況は悪いとされる。

※2 実質公債費比率 地方公共団体が借金返済に充てている額が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

※3 将来負担比率 公社や第三セクターなども加えた連結ベースで、地方公共団体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、1 年間の標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

※4 連結実質赤字比率 公営事業を含む全会計の赤字額の合計が、標準的な収入に対してどの位の割合を占めているかを示す。

【図表 7】 将来負担比率の推移



【図表 8】 H30 決算の健全化判断比率の状況

区分	千葉市	政令市中順位	他政令市平均	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	13.8	20位/20市	7.6	25.0	35.0
将来負担比率	145.5	17位/20市	89.5	400.0	
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00

4 収支状況等

自主財源の根幹となる市税収入が横ばいで推移する一方、歳出の半分を占める義務的経費は、扶助費の増加や公債費の高止まりなどにより増加傾向にあり、収支は厳しい状況となっています。

こうした財源不足に対応するため、財政調整基金^{※1}の取崩や基金からの借入れに頼らざるを得ない状況でありましたが、第2期プラン及び第3期プランに基づく取組みにより財政調整基金残高は近年回復傾向にあり、基金借入金残高も減少に転じています。

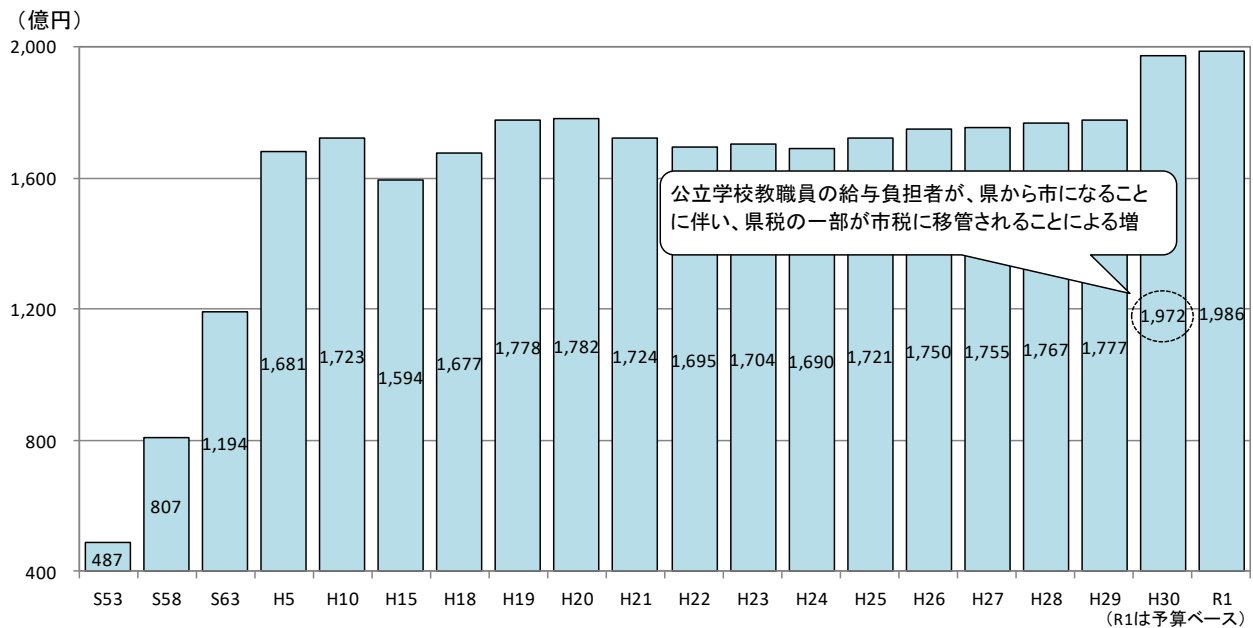
(1) 歳入（市税収入）

市税収入は、経済動向の悪化により平成20年度をピークに減収基調が続いていましたが、その後の緩やかな景気の回復傾向に伴い平成25年度に増収に転じ、以降増収基調となりました。（図表9参照）

平成30年度以降は、県費移譲に伴う税源移譲により、一時的に大きく増収となるものの、その後は少子高齢化の進展などの影響により大きな伸びを見込めない状況です。

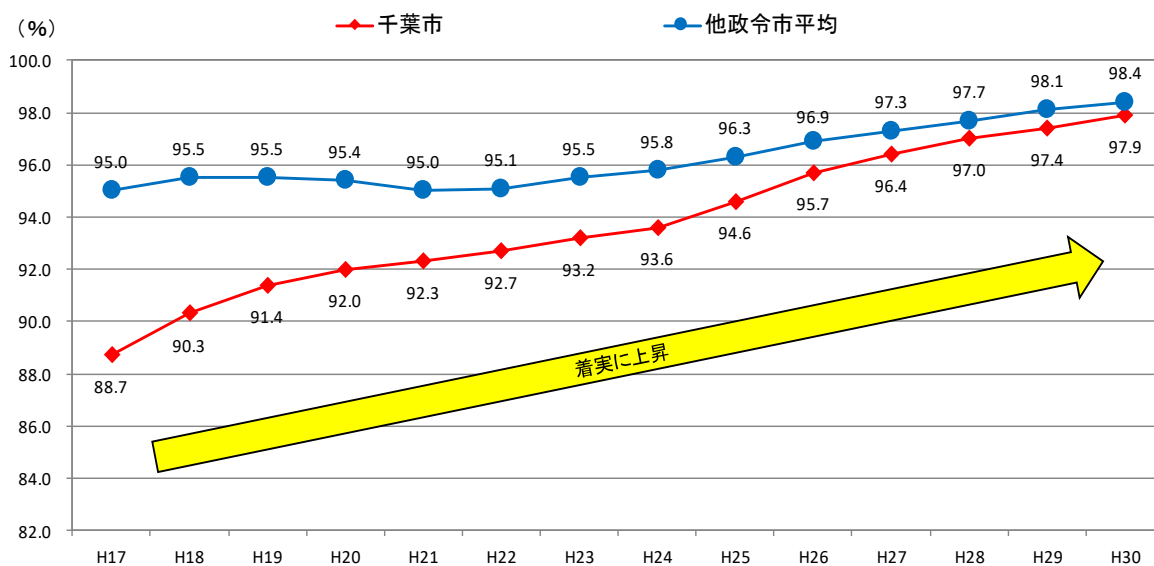
なお、本市の市税徴収率は、様々な徴収対策に取り組んできたことにより着実に上昇し、他政令市に近づいています。（図表10参照）

【図表9】市税収入の推移



※1 財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

【図表 1 0】市税徴収率の推移

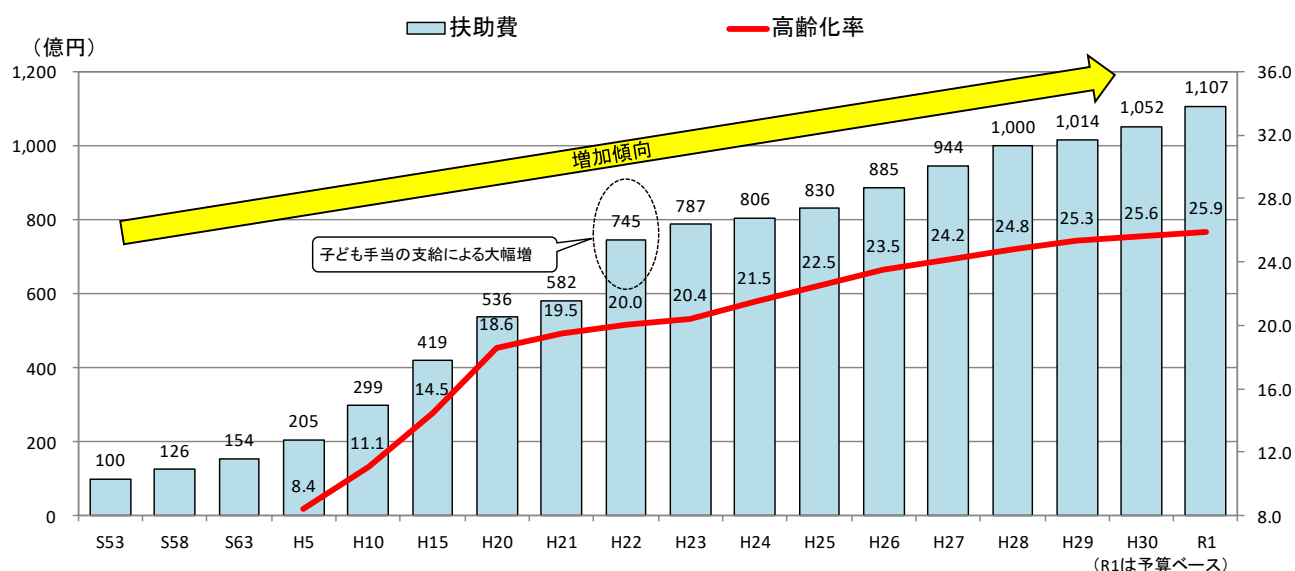


(2) 歳出（義務的経費）

① 扶助費

超高齢社会への移行や長引く経済動向の低迷などに伴い、生活保護費や障害福祉費をはじめとする扶助費は増加し続けており、今後も社会構造の変化や高齢者人口の伸びなどにより、増加していくものと見込まれます。（図表 1 1 参照）

【図表 1 1】扶助費の推移

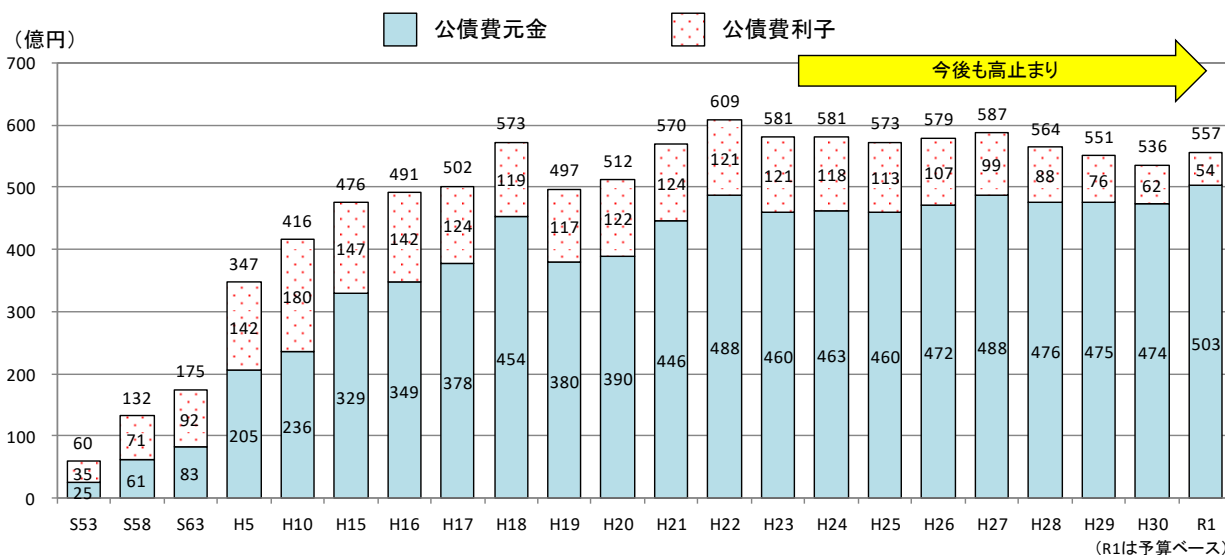


※1 扶助費 社会保障制度の一環として地方公共団体が法令に基づいて支給する生活保護費などのほか、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

② 公債費（普通会計）

過去に発行した市債の元利償還金である公債費が大きな負担となっています。近年は利率の低下によりピーク時に比べれば利払い負担は軽減されていますが、依然として償還の負担は重く元金償還の高止まりは今後も継続すると見込まれます。（図表1 2 参照）

【図表1 2】公債費の推移

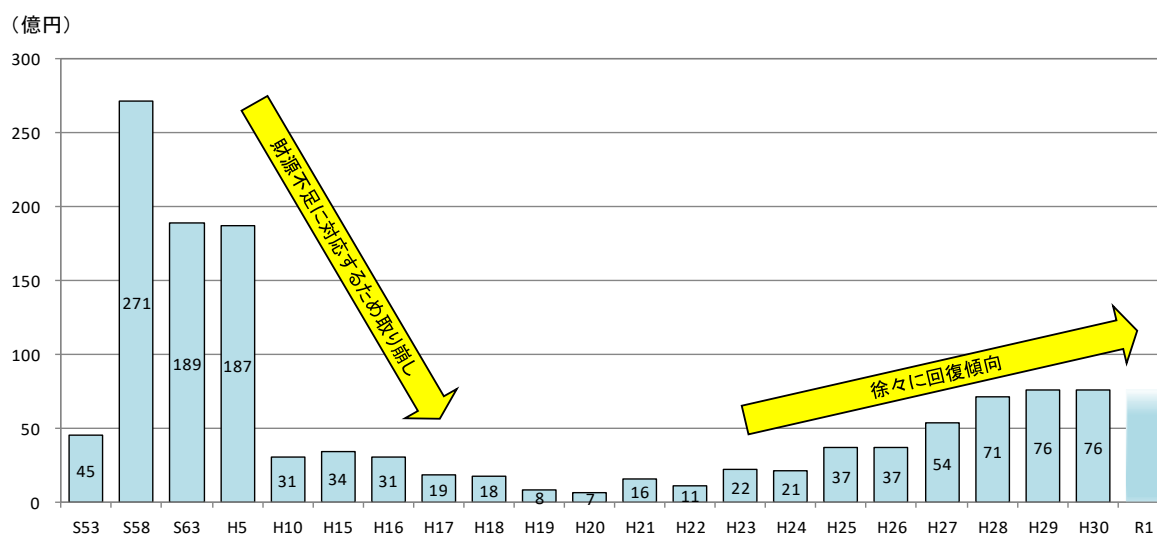


(3) 基金

① 財政調整基金残高

予期しない歳入減や歳出増に対応するためには一定程度の残高確保が必要となってきます。（図表1 3 参照）

【図表1 3】財政調整基金の推移

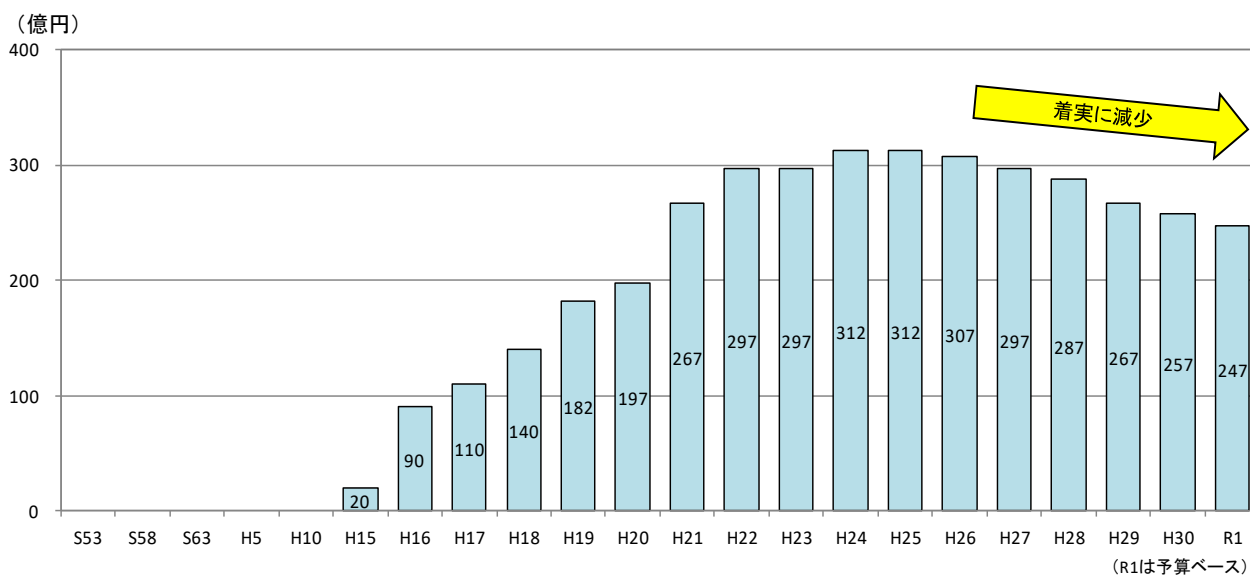


② 基金借入金残高

財政健全化の取組みにより平成25年度をピークに残高の削減が続いています。(図表1-4参照)

今後は、第3期プランの目標である4年間で40億円の削減に向けて、毎年度10億円の削減を行っていく予定です。

【図表1-4】基金借入金残高の推移



三 財政健全化の対策（取組項目と数値目標）

財政状況の危機的な状況は脱したものの、依然として財政運営上の課題を抱えていることから、引き続き財政健全化の取組みは推進していくとともに、持続的発展につながる未来への投資については財政健全化とのバランスを取りながら着実に推進していく必要があります。

特に未来への投資と将来の公債費負担低減のバランスを図った建設事業債等残高の適正規模の維持、国民健康保険事業累積赤字額の解消、基金借入金残高の削減は、将来にわたり持続可能な財政構造を確立する上で大きな影響を与えるものであることから、第2期プランに引き続き主要債務総額の削減を主要目標に設定します。

本中間見直しにおいては、第3期プラン策定時に想定していなかった、公立小中学校へのエアコン整備やブロック塀補強対策等の建設事業についても各指標へ反映させるとともに、必要に応じて目標値の変更を行います。

1 主要目標

○ 主要債務総額の削減

令和3年度末に4,800億円程度まで削減します。

→平成30年度決算時点で目標を超える進捗状況にありますが、今後、第3期プラン策定時に想定していなかった建設事業の実施による増加も見込まれることから、本指標は変更しないものとします。

【図表15】主要債務総額の見込み

		(億円)						
		H28決算	H29決算	H30決算	R1見込	R2見込	R3目標	R3 - H28
建設事業債等残高	ア	4,733	4,551	4,387	4,428	4,433	4,468	△ 265
債務負担行為支出予定額(建設事業分)	イ	191	145	112	77	111	105	△ 86
基金借入金残高	ウ	287	267	257	247	237	227	△ 60
国民健康保険事業累積赤字額	エ	55	0	0	0	0	0	△ 55
主要債務総額	オ=ア+イ+ウ+エ	5,266	4,963	4,756	4,752	4,781	4,800	△ 466

2 将来に向けた財政健全化の取組み

主要目標を達成し、将来にわたり持続可能な財政構造を確立するための取組みを実施します。

(1) 適正規模の市債発行と市債残高

建設事業債等残高の適正規模を維持するとともに、第3次実施計画との整合性を図った未来への投資も行います。また、第3期プラン策定時には想定していなかった事業に適切に対応するため、建設事業債の発行規模を拡大して実施します。

<数値目標>

○ 適正規模の市債発行（新庁舎等の大規模建設事業を含む）

建設事業債（普通会計）の発行を計画期間4年間で1,275億円以内とします。

（第3期プラン策定時 4年間で1,200億円以内）

① 新たな事業の発生

当初プラン策定時には想定していなかった事業が発生し、次の市債を発行する必要が生じました。

(i) 公立小中学校へのエアコン整備

公立小中学校にエアコンを整備するため市債を発行します。

36億円

(ii) ブロック塀補強対策

危険なブロック塀の補強対策を講じるため市債を発行します。

4億円

(iii) 令和元年度台風被害への災害復旧対応

令和元年度に発生した台風15号等への災害復旧対応として市債を発行します。

35億円

(iv) 公共施設等の適正配置・老朽化対策

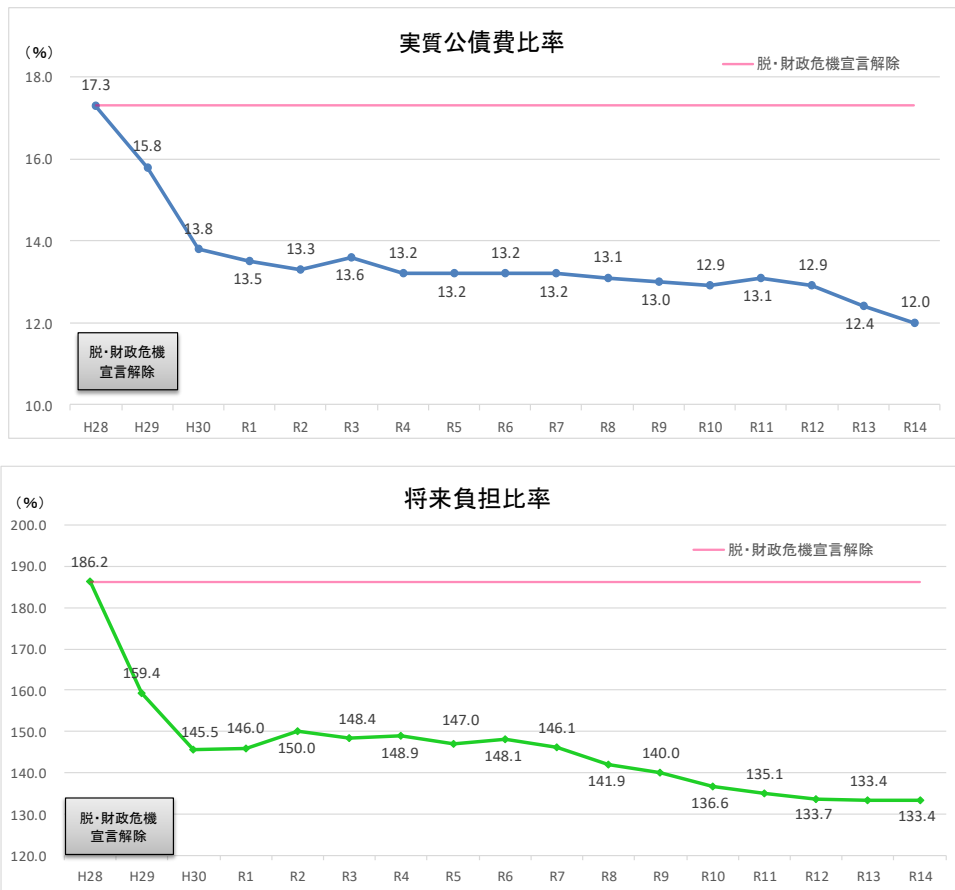
過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるため、「千葉市公共施設等総合管理計画」の見直しにあわせて、公共施設等の老朽化対策や長寿命化などの対策をこれまでよりも拡大して実施する必要があります。

そのため、これまで実施してきた適正配置・老朽化対策は継続して実施するとともに、令和8年度から市債発行規模を拡大する予定です。(第3期プラン期間外) R8～年間75億円増加

② 市債発行規模拡大の考え方

上記の新たな市債発行による健全化判断比率への影響を想定したところ、「脱・財政危機」宣言解除時の数値を大きく下回る見込みとなりました。このことから、今後も財政健全化路線を維持できると考えられるため市債発行規模を拡大します。(図表16参照)

【図表16】市債発行規模拡大による健全化判断比率の推移



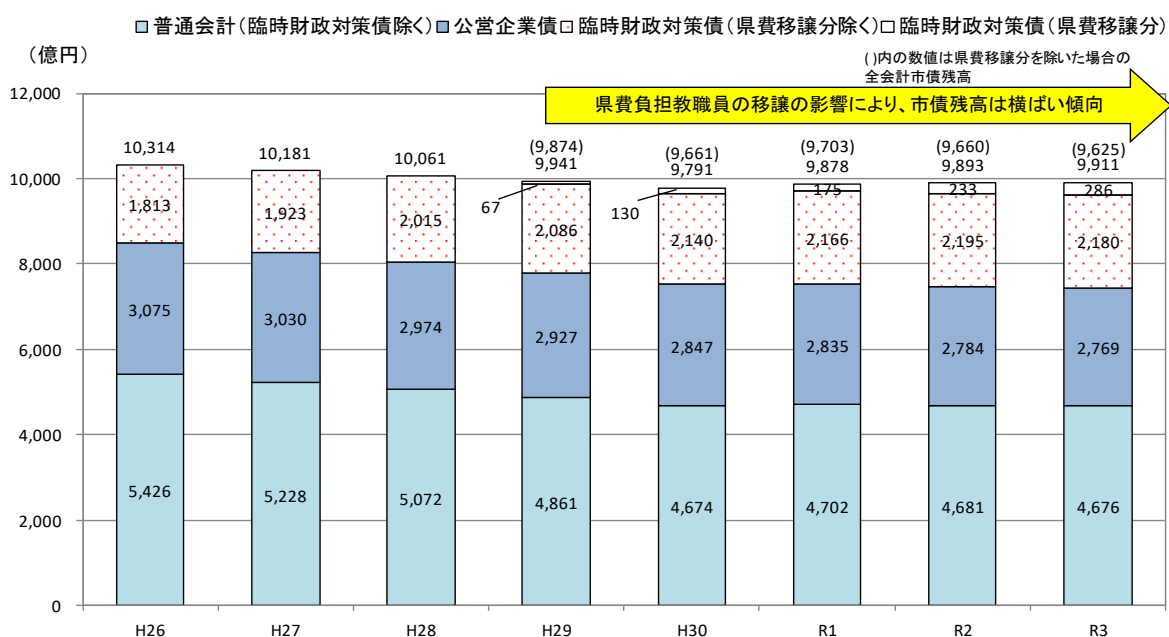
全会計市債残高

建設事業債等残高の適正規模の維持に努めていきますが、県費移譲に伴い、臨時財政対策債の発行が大幅増となることなどから、臨時財政対策債の残高は増加^{※1}していくことが見込まれます。

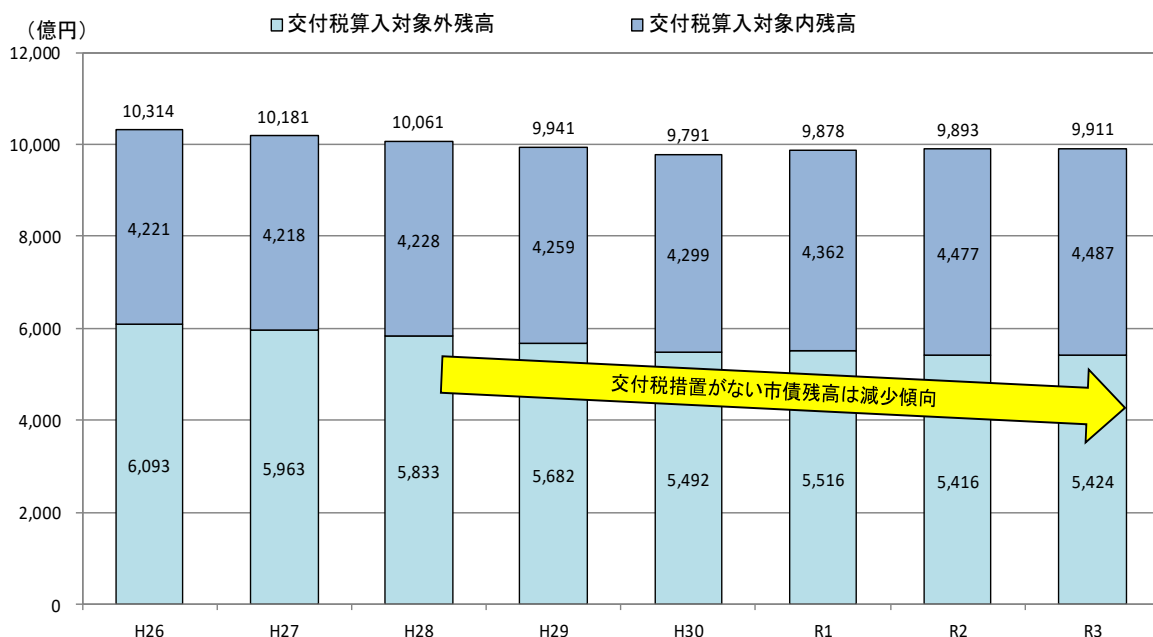
(図表 1 7 参照)

このような状況から、県費移譲分を含んだ全会計市債残高は概ね横ばいとなる見込みですが、交付税措置の高い地方債を積極的に活用し、交付税措置のない市債残高は削減されるよう取り組んでいきます。(図表 1 8 参照)

【図表 1 7】全会計市債残高の見込み



【図表 1 8】全会計市債残高のうち交付税算入の有無の見込み



※1 臨時財政対策債 平成 13 年度から始まった制度であり、概ね 30 年で償還していることから、当面は県費移譲以外分も残高の増加が見込まれます。

(2) 債務負担行為設定の抑制

市債と同様、将来負担を抑制する観点から活用事業を厳選し、債務負担行為設定の抑制を図ります。また、第3期プラン策定時には想定していなかった、公立小中学校へのエアコン設置に伴い債務負担行為設定額を増額します。

(3) 基金からの借入金の返済

これまでの実績と今後の収支見通しを踏まえ、達成可能な目標を設定し、かつ、できるだけ早期に返済できるよう取り組みます。

<数値目標>

○ 基金からの借入金の返済

基金からの借入金を4年間で40億円返済します。

(4) 国民健康保険事業累積赤字額の解消

平成19年度から発生していた累積赤字が平成29年度に解消し、その後も赤字は発生していません。しかしながら、今後も一人当たりの保険給付費の増加が見込まれることから、「第3期国保アクションプラン」に基づき、引き続き赤字が発生しないよう歳入の確保及び歳出の抑制に取り組んでまいります。

(5) 健全化判断比率の改善

ア 実質公債費比率及び将来負担比率

適正規模の市債発行、利払い負担の軽減などに取り組むことにより実質公債費比率の低減を図り、また、交付税措置のない市債残高の削減などにより将来負担比率の低減を図ります。

<数値目標>

○ 実質公債費比率の低減

計画期間内に14.0%を下回ることとします。

(県費移譲の影響を除いた場合の16.0%程度に相当)

○ 将来負担比率の低減

計画期間内に150%を下回ることとします。

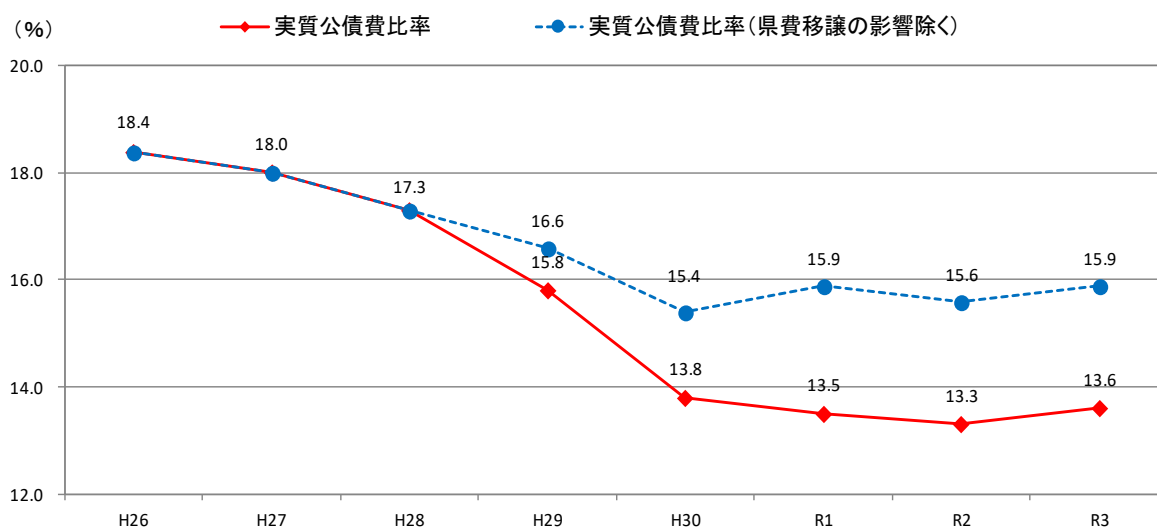
(県費移譲の影響を除いた場合の160%程度に相当)

→平成30年度決算時点で目標を超える進捗状況にありますが、今後、第3期プラン策定時に想定していなかった建設事業の実施による上昇も見込まれることから、本指標は変更しないものとします。

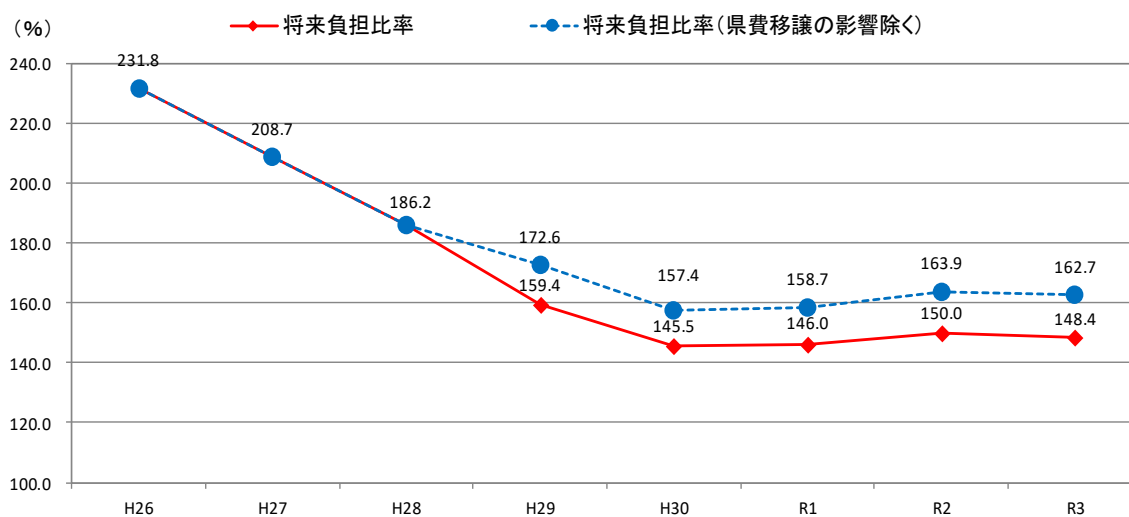
イ 連結実質赤字比率及び実質赤字比率

国民健康保険事業・病院事業をはじめ、すべての会計で収支の改善を図り、連結実質赤字比率及び実質赤字比率が発生しないよう努めていきます。

【図表 1 9】 実質公債費比率の見込み



【図表 2 0】 将来負担比率の見込み



(6) 財政調整基金残高の確保

急激な景気低迷時等に対応できる財政調整基金残高を確保し、健全な財政運営に努めます。

(7) 歳入確保対策

① 市税等の徴収対策

市税や公共料金などについて、効率的な徴収対策を全庁横断的に実施することにより適正な債権管理を推進し、財政健全化だけでなく市民負担の公平性を確保する観点からも徴収率の向上を図ります。

特に、滞納額が大きい市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料及び下水道使用料については、差押えなどの徴収対策を強化するとともに、目標を定めて徴収率の向上に取り組みます。

また、市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料及び下水道使用料について、統一滞納管理システムを導入するとともに、統一滞納整理組織を設け、統一滞納整理組織と債権所管課との役割分担と連携により、最も効率的かつ効果的な滞納整理を推進し、歳入確保に努めます。

【図表 2 1】 目標徴収率

	第1期プラン	第2期プラン		第3期プラン		第3期プラン(見直し後)	
	H25決算	H28決算	H29決算	H30決算	R1目安	R2目安	R3目標
市税	94.6%	97.0%	97.4%	97.9%	97.9%	98.0%	98.1%
国保	73.6%	76.7%	76.8%	77.5%	77.0%	79.2%	79.8%
介護	96.5%	96.8%	97.0%	97.3%	97.1%	97.9%	98.1%
保育	94.7%	95.8%	96.4%	96.5%	—	95.7%	—
住宅	80.2%	84.9%	87.1%	89.1%	87.3%	89.4%	89.5%
下水道	94.6%	95.4%	95.9%	96.7%	97.4%	98.0%	98.5%

(注1) R2・R3は見直し後の徴収率を表しています。

(注2) 「保育料」については、H27からの国の子ども・子育て支援新制度施行に伴い、千葉市が料金徴収する施設数が毎年度変動することから、単年度ごとに数値目標を設定します。

② 市税に係る課税客体の把握

歳入確保及び納税者の税負担の公平性の観点から、課税客体を的確に把握し、適正な課税の推進を図ります。

特に、固定資産税（償却資産）、事業所税及び法人市民税については、関係機関が保有する資料等を活用した税務調査を実施することにより、更なる歳入の確保に努めます。

③ 税源の涵養

法人関連の税収基盤を強化するため、平成 30 年度に企業立地補助制度の改正（拡充）を行い、成長力が高いと見込まれる業種に対する優遇措置の更なる拡大などにより、国内外の企業の進出や投資を促進してまいります。

今後も民間活力を導入しつつ、必要な産業用地を確保し、切れ目の無い企業誘致を実施することにより、更なる税源の涵養を図ってまいります。

④ 公共料金の見直し

施設使用料などの公共料金については、受益に応じた公平で適正な負担となるよう「公共施設使用料等設定基準」などにに基づき見直しを行います。

特に、長期間改定されていない料金や、無料で利用されている施設については、必要に応じて他の有料施設と同様に、受益に応じた負担となるよう有料化を図ります。

また、新たに開設する施設の使用料については、周辺の類似施設との均衡を考慮しながら適切に設定します。

⑤ 市有資産の効果的な活用

「千葉市資産経営基本方針」（令和2年3月改訂）に基づき、資産の効率的な利用を図った上で、余剰となった資産については売却・貸付を行います。

⑥ その他自主財源の確保

(i) 広告料収入の確保

刊行物や市ホームページ、公共施設などに民間事業者の広告を掲載することや、ZOZOマリンスタジアムのように公共施設へのネーミングライツ（命名権）を募集することにより、広告料収入の確保を図ります。

なお、民間事業者のアイデアを活用する「広告事業民間提案制度」について、「自由提案」に加え、市があらかじめテーマを設定する「課題提案」をこれまでに引き続き実施します。

(ii) 寄附金の受入れ

より多くの方から支援していただけるよう、多彩な寄附の受入先を用意し、寄附により実施した事業の成果を丁寧に説明するなど、寄附本来の趣旨を尊重した取組みを推進することにより、寄附金収入の確保を図ります。

(iii) 債券運用の実施

市債管理基金に積み立てられた現金について、地方債を中心とする安全性が高く、より利回りの高い債券運用を実施しています。10年債による運用を基本とし、毎年度50億円程度を購入していきます。

(8) 歳出削減対策

① 事務事業の見直し

(i) 事務事業の見直し

既存事業の必要性・緊急性を検証し、市単独扶助費や補助金を含む事務事業の休止や廃止、執行方法の工夫による見直しを行います。

(ii) 予算編成におけるシーリング

経常的経費を削減するため、予算編成時にシーリング（見積制限）を設定するほか、各局の経費削減努力に対しては、その効果額の一定割合を見積に加算する（インセンティブ予算）など、各局主体の創意工夫により経費の節減を図ります。

② 人件費の抑制

市民サービスが低下しないよう配慮しながらも効率的な行政を実現するため、新たな行政ニーズに対しては、事務事業の見直しや民間機能の活用などを図りつつ、必要な部門に職員を再配分するなど効率的な職員配置を進めることにより対応します。

定員については、「千葉市定員適正化計画（平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 4 月 1 日）」に基づき定員の見直しを推進した結果、102 人の人員削減を達成しました。令和元年度以降は、新たに策定した「千葉市定員適正化計画（平成 31 年 4 月 1 日～令和 5 年 4 月 1 日）」に基づき、定員の適正化に取り組んでいきます。

また、時間外勤務については引き続き縮減を図ることで手当を抑制します。なお、給与の減額措置については、健全化判断比率等の指標が改善できたことにより、令和元年度末で一般職の給与の減額措置を終了することとします。

③ 公営企業等の経営健全化

各会計における歳入の増加や歳出の削減により経営を健全化することで、今後も連結実質赤字比率が発生しないよう取り組みます。

第 3 期プランの計画期間内における主な取組みは以下のとおりです。

(i) 病院事業

「千葉市立病院改革プラン（第 4 期：平成 30～令和 2 年度）」（平成 30 年 4 月策定）に基づき、地域医療連携の強化による病床利用率の向上や診療報酬の確保等により収益の増加を図るとともに、経費・材料費等のあらゆる費用の削減を行います。

また、両市立病院を含めた病院局全体の目標管理の徹底等により、経営管理体制の強化を図ります。

(ii) 国民健康保険事業

「第 3 期国保アクションプラン（平成 30～令和 3 年度）」（平成 30 年 3 月策定）に基づき、歳入の確保として、保険料の適正な賦課や収納率向上に向けた取組みの強化に努めます。また、歳出の抑制として、ジェネリック医薬品の利用促進や、特定健康診査の受診率及び特定保健指

導の実施率の向上に向けた保健事業の充実等、保険給付費の抑制のための取組みを行います。

④ その他の歳出削減

(i) 効率的な資産経営

「千葉市資産経営基本方針」(令和2年3月改訂)に基づき、資産の効率的な利用や総量の縮減、長寿命化を図ります。

具体的には、平成25年度から、資産経営の最適化を図るため、一元化した資産データを活用し、資産の総合評価に基づく利用調整から施設の計画的保全までを総合的に担う千葉市資産経営システムを運用しています。

また、「千葉市公共施設等総合管理計画」(令和2年3月改訂)では、資産経営の基本的な考え方にに基づき、すべての公共施設等を対象として、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な考え方や取組みの方向性を定めています。

そして、個別施設毎に対策の内容や時期等を定める「千葉市公共施設等個別施設計画」(平成30年5月策定)に基づき実施する個別施設毎の対策やその適切な進捗管理により、公共施設等の中長期的な維持更新費用の縮減や予算の平準化を図るとともに、適宜、計画を見直しながら、将来にわたり適切な市民サービスの水準の確保に努めていきます。

(ii) 市有建築物保全事業予算の一元化

全庁的かつ専門的視点による保全業務の優先度決定に資するため、平成28年度当初予算編成より、市有建築物(学校、市営住宅、インフラ等を除く一般施設を対象)の保全業務(小規模な修繕や特殊設備等を除く)に関する予算を都市局建築部に一括配当し、一元的に執行する取組みを実施しています。これにより、施設全体の公平な評価及び同種工事の一括発注など予算の効率的かつ効果的な執行に努めていきます。

(iii) 情報システムの最適化

各部門が個別に構築してきた情報システムについて、クラウドサービス^{※1}の活用や仮想化技術^{※2}を使用した統合サーバへの集約を推進しています。今後も新規に構築するシステム等を集約することで、情報システムの運用コストの削減を図ります。

(iv) 財務書類の有効活用

企業会計的な手法により作成している財務書類により、市全体の資産・負債のほか減価償却など現金の支出を伴わない行政コストの把握のほか、公会計システムの導入によって、事業別の行政コストなどの分析が可能となったことから、市民に身近な分野について、事業別のコスト計算書を作成するとともに公表をしました。今後も引き続き、資産・負債の適正化などに活用し、効率的な財政運営を進めていきます。

※1 クラウドサービス 情報システムの機能を、ネットワークを介してサービスとして利用する仕組み。

※2 仮想化技術 システムの構成を、利用者から見た機能に影響を与えずに、柔軟に変えることができる仕組み。これにより、1台のサーバ上で、OSが異なる複数の情報システムを同時に動作させることができ、それぞれの情報システムへ効率的なシステム資源の割り当てを行うことができる。

3 数値目標

(1) 数値目標

数値目標をまとめると図表 2 2 のとおりになります。

【図表 2 2】数値目標

項目	数値目標 (R3)		参考 (H30の状況)	
	当初目標	⇒ 見直し後の目標		
主要債務総額の削減	4,800億円程度まで削減	⇒ 同左	4,756億円	
適正規模の市債発行	建設事業債（普通会計）発行額を計画期間4年間で1,200億円以内	⇒ 建設事業債（普通会計）発行額を計画期間4年間で1,275億円以内	189億円	
基金からの借入金の返済	計画期間内で40億円を返済	⇒ 同左	10億円返済	
実質公債費比率の抑制	計画期間内に14%未満に低減 (県費移譲がない時の16%程度に相当)	⇒ 同左	13.8% (15.4%)	
将来負担比率の低減	計画期間内に150%未満に低減 (県費移譲がない時の160%程度に相当)	⇒ 同左	145.5% (157.4%)	
徴 収 率	市税	R3に98.1%とする	⇒ 同左	97.9%
	国民健康保険料	R3に78.9%とする	⇒ R3に79.8%とする	77.5%
	介護保険料	R3に97.3%とする	⇒ R3に98.1%とする	97.3%
	保育料	単年度ごとに設定 (H30:96.4%)	⇒ 単年度ごとに設定 (R2:95.7%) ※	96.5%
	住宅使用料	R3に89.0%とする	⇒ R3に89.5%とする	89.1%
	下水道使用料	R3に98.5%とする	⇒ 同左	96.7%

※保育料無償化の影響によりH30決算を下回る目標設定となっています

(2) 数値目標を変更した項目の考え方

① 適正規模の市債発行

第3期プラン策定時には想定していなかった、公立小中学校へのエアコン整備やブロック塀補強対策、台風15号等の被害による災害復旧等の建設事業を実施するため、目標を「1,275億円以内」に変更します。

② 国民健康保険料の徴収率

「第3期国保アクションプラン」に基づき徴収強化に努めた結果、平成30年度の徴収率が第3期プランにおける目安を1.3ポイント上回り、今後も当初目標を上回る徴収率が見込まれることから目標徴収率を変更し、引き続き徴収強化に努めます。

③ 介護保険料の徴収率

コールセンターによる電話催告、Web口座振替申込受付の強化等に努めた結果、平成30年度の徴収率が第3期プランにおける目標に到達しました。今後も、65歳到達者への啓発強化や統一滞納管理システムの活用等により徴収強化に努めることから、目標徴収率を変更します。

④ 住宅使用料の徴収率

滞納初期段階での保証人への催告や明渡通告等に努めた結果、平成30年度の徴収率が第3期プランにおける目標に到達したことから目標徴収率を変更します。今後も、口座振替の促進や滞納初期段階での明渡通告、徴収嘱託員の臨戸徴収等により徴収強化に努めます。

4 取組みによる効果額

前述の取組みによる各年度の効果額の見込みは図表2-3のとおりです。

【図表2-3】取組効果額

	(百万円)		
	R2	R3	合計
歳入確保対策分 a	6,408	3,579	9,987
(1) 市税等の歳入確保	2,133	2,483	4,616
(2) 公共料金の見直し	169	-	169
(3) 市有資産の効果的な活用	3,643	633	4,276
(4) その他の自主財源の確保	463	463	926
歳出削減対策分 b	845	668	1,513
(1) 事務事業の見直し	578	578	1,156
(2) 人件費の抑制	40	40	80
(3) 公営企業等の経営健全化	227	50	277
合計 (a + b)	7,253	4,247	11,500

四 将来にわたり持続可能な財政構造の確立を目指して

本市は、これまでの財政健全化の成果を維持し、持続的発展につながる未来への投資については財政健全化とのバランスを取りながら着実に推進することで、将来にわたり持続可能な財政構造の確立を目指してまいります。

そのため、第3期プランでは、未来への投資を推進しながらも建設事業債等残高を適正規模に維持するとともに、国民健康保険事業累積赤字額の解消に向けた取組み、基金からの借入金の計画的な返済などに努め、主要債務総額の削減をはじめ各取組項目で設定した目標の達成を目指してきました。

現時点では、主要目標をはじめ大半の数値目標が改善してきています。これまでの取組みを継続するとともにさらなる取組内容の改善にも努め、目標の達成を目指します。

その一方で、第3期プラン策定時には見込めなかった公立小中学校のエアコン設置や、ブロック塀対策等の建設事業を実施するため、建設事業債の発行規模を変更することとしました。

また、第3期プラン以降も含めた財政運営の見通しについて目を向けると、新庁舎や新清掃工場といった大規模建設事業の実施を控えています。新庁舎については、市民の安全・安心を支える総合防災拠点として必要となるものであり、長期的な視点に基づき検討した結果、新庁舎を整備することが最もコスト面で優れているとともに、耐震化未実施の本庁舎建替えに対する国の財政支援を活用できることから財政的な負担は抑えられます。また、新清掃工場については、将来にわたり、安定的に3用地2清掃工場運用体制を実現するため、北谷津清掃工場跡地に整備します。事業手法については、民間事業者のノウハウを活用することで事業の効率化を図り、運営期間も含めコスト面で優れた手法により実施します。

さらに、今後本格化する公共施設等の適正配置・老朽化対策については、「千葉市公共施設等総合管理計画」及び「千葉市公共施設等個別施設計画」に基づき実施する個別施設毎の対策やその適切な進捗管理により、計画的に公共施設等の中長期的な維持更新費用の縮減や予算の平準化を図る必要があります。

このような状況から、一時的な市債発行額の増加は避けて通れない状況にあるため、主要債務総額、市債残高及び健全化判断比率等の指標をコントロールしつつ、事業を適正に執行することで、財政健全化との両立に努めるとともに、将来負担を低減させる工夫として交付税措置のある市債を積極的に活用していき、計画期間内の目標達成と将来にわたり持続可能な財政構造の確立を目指してまいります（[参考資料集](#)参照）。

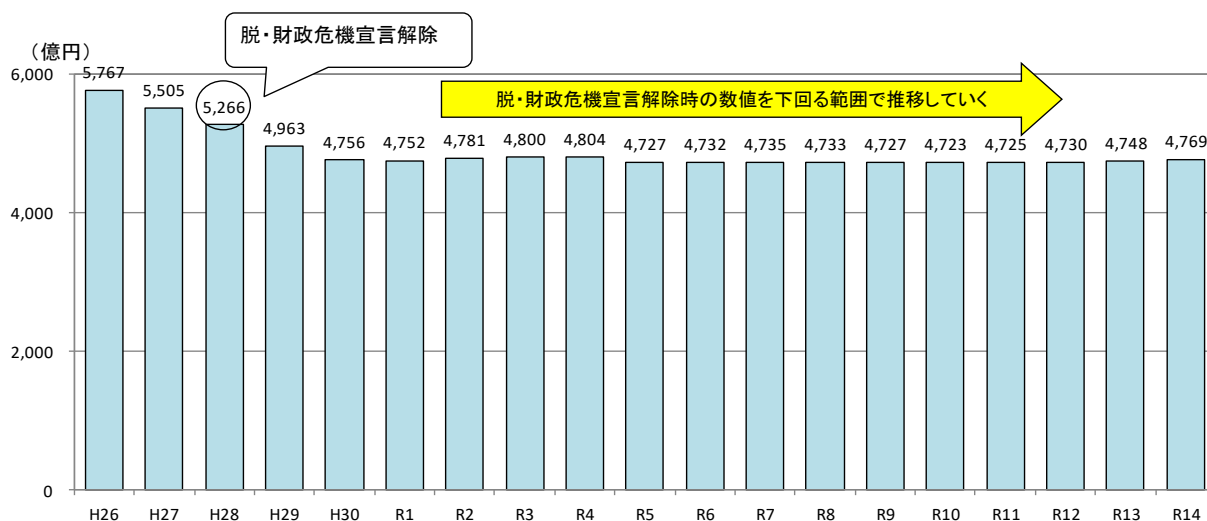
これからも全庁一丸となって、議会や市民の皆様のご理解とご協力の下、財政の健全化に向けて取り組んでまいります。

参考資料集

第3期プランの終期以降に想定される大規模事業である新庁舎や新清掃工場（以下「新庁舎等」という。）建設や公共施設等の適正配置・老朽化対策を含んだ長期的な推計は下記のとおりです。（推計条件はP27に記載）

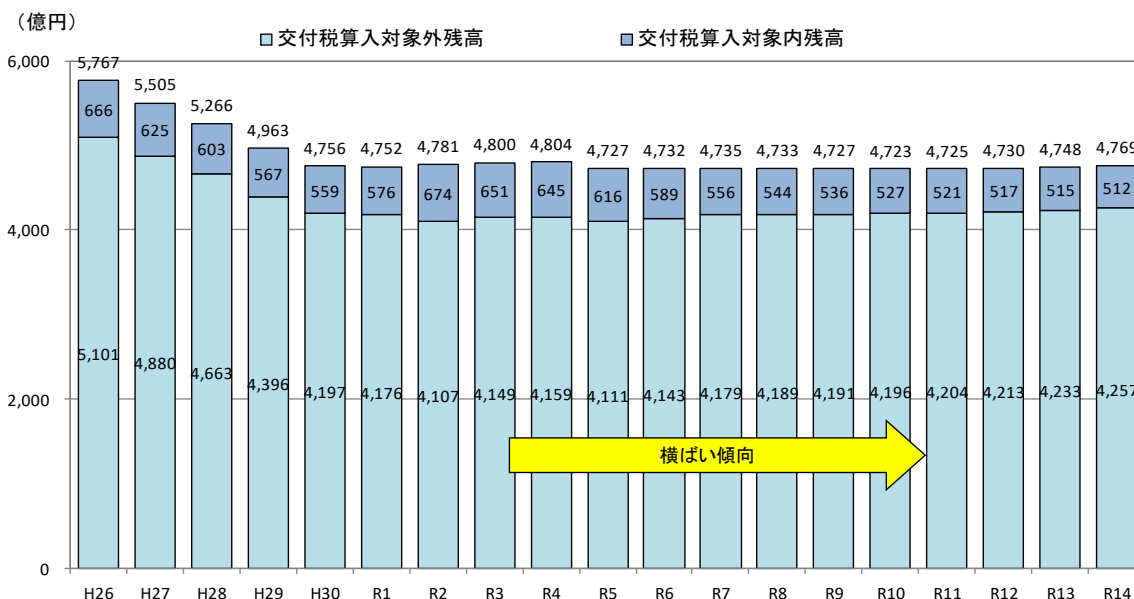
【図表24】主要債務総額の見込み

新庁舎等の整備期間後に実施予定の、公共施設等の適正配置・老朽化対策のための市債発行規模の拡大を考慮しても、脱・財政危機宣言解除時（5,266億円）を大きく下回る範囲で推移していく見込みです。



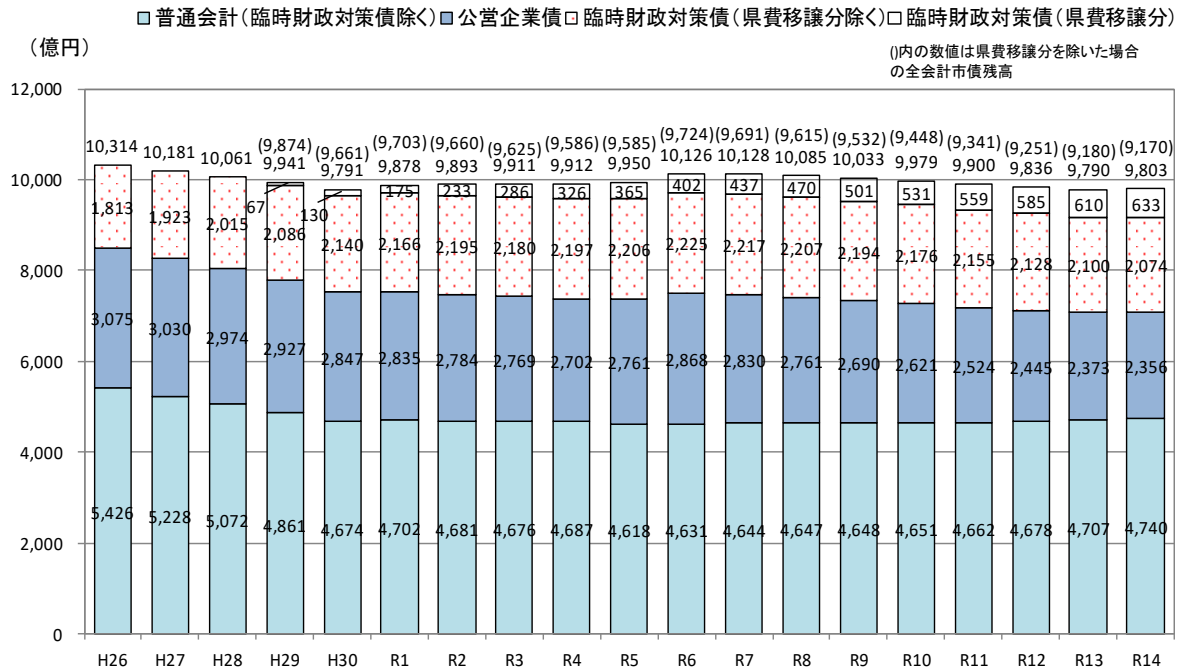
【図表25】主要債務総額のうち交付税算入の有無の見込み

主要債務総額のうち交付税算入の対象とならない残高は、長期的には横ばい傾向となる見込みです。



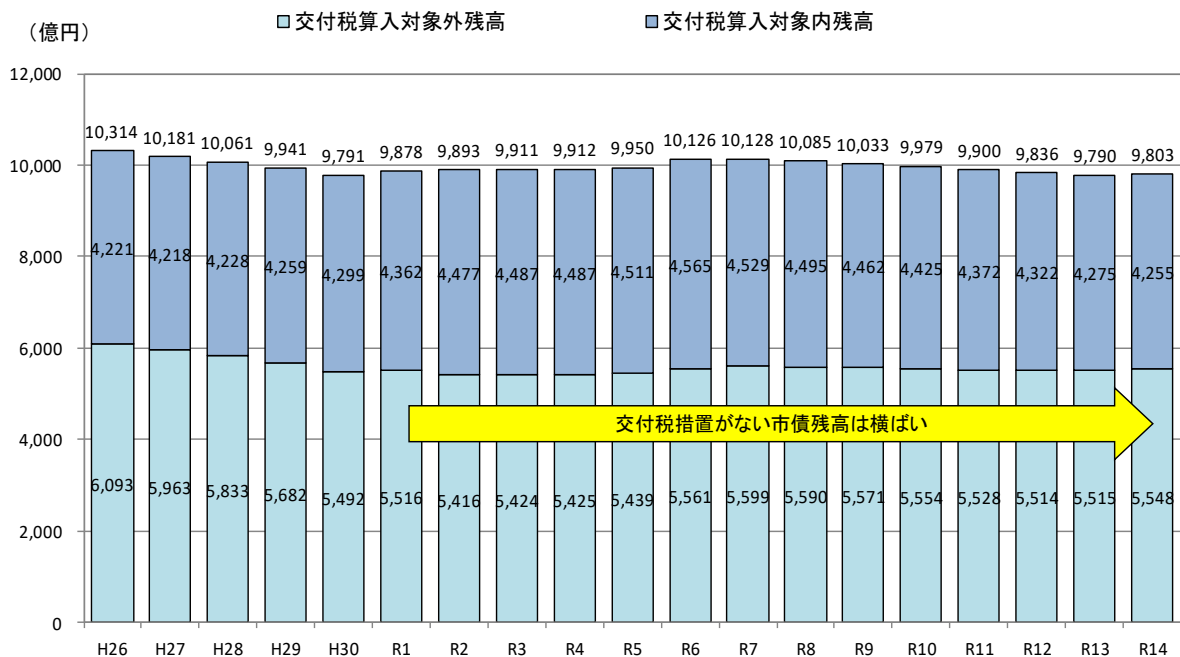
【図表 2 6】全会計市債残高の見込み

新庁舎等の整備や公共施設等の適正配置・老朽化対策の影響により普通会計市債残高は横ばいとなりますが、公営企業債残高が減少となるため、全会計市債残高は微減傾向となる見込みです。



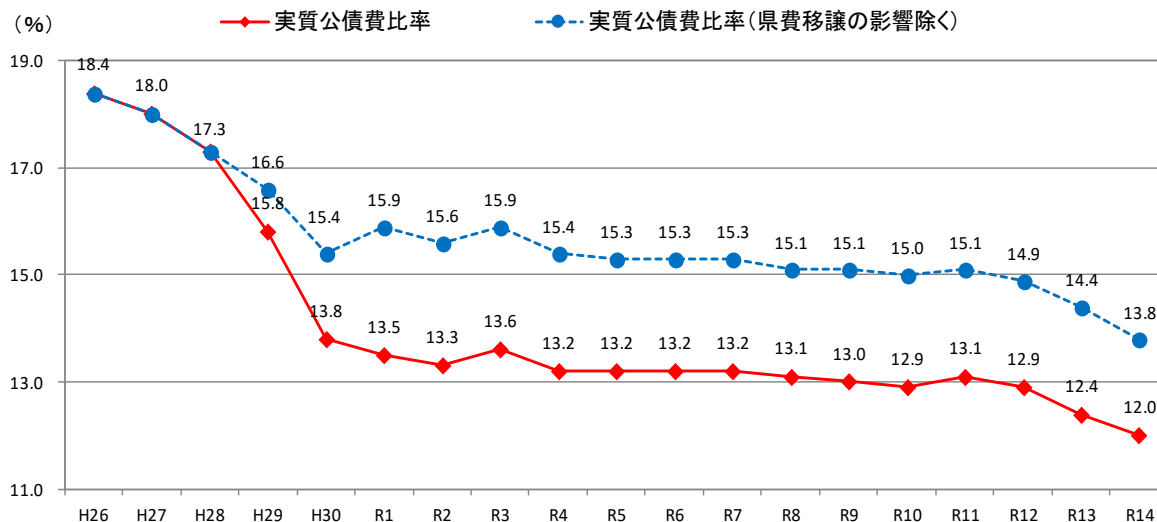
【図表 2 7】全会計市債残高のうち交付税算入の有無の見込み

全会計市債残高のうち交付税算入の対象とならない残高は、新庁舎等の整備や公共施設等の適正配置・老朽化対策の影響を考慮すると横ばい傾向となる見込みです。



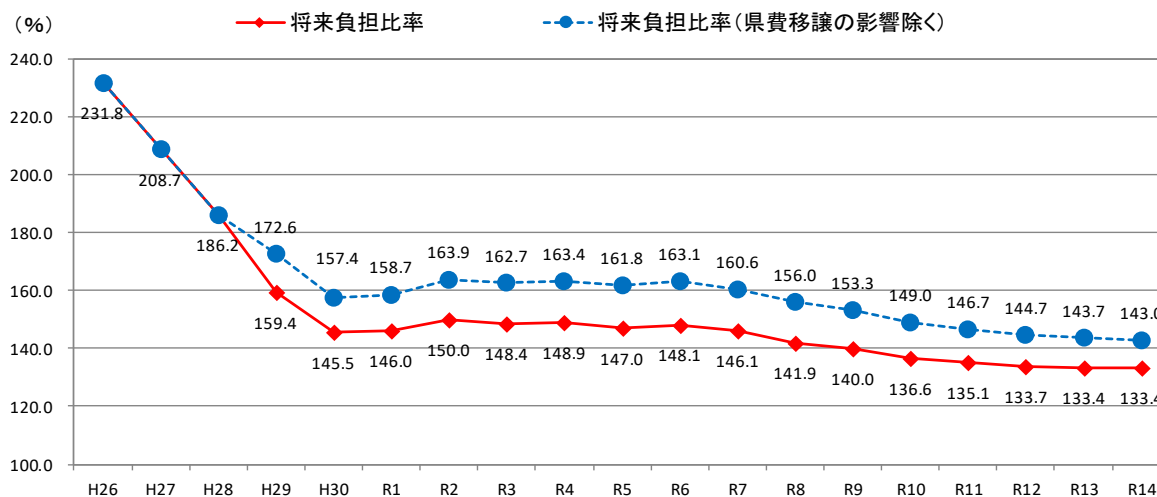
【図表 2 8】 実質公債費比率の見込み

新庁舎等の整備や公共施設等の適正配置・老朽化対策による影響を考慮しても、14%を下回る水準で推移する見込みです。また、県費移譲の影響を除いても起債許可基準である 18%は確実に下回る見込みです。



【図表 2 9】 将来負担比率の見込み

新庁舎等の整備や公共施設等の適正配置・老朽化対策による影響を考慮しても、150%を下回る水準で推移する見込みです。



【令和 4 年度以降の主な推計条件】

- ・ 建設事業債発行額 4 年間で 1,000 億円をベースとし、新庁舎・新清掃工場整備費用として想定される額及び公共施設等の適正配置・老朽化対策（令和 8 年度から拡大して実施）として想定される額を加算
- ・ 基金からの借入金の返済 概ね 15 年程度で返済
- ・ 市税及び交付税 令和元年度と同水準

令和2年3月作成

第3期千葉市財政健全化プラン

【平成30年度～令和3年度】

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市財政局財政部資金課

電話 043(245)5078